

## 松戸市東部市民センター他 7ヶ所及び市民交流会館自動販売機設置事業者募集要項

松戸市では、東部市民センター他 7ヶ所及び市民交流会館に設置する自動販売機（以下「自販機」という）の設置業者を募集しますので、募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知の上、お申込みください。

### 1. 公募物件

施設名 所在地	設置場所	設置台数	種類	貸付料 (年額)	最低売上 手数料比率
市民交流会館（文化施設） 松戸市新松戸 7-193	エントランスホー ル（屋内）	2 台	内訳 1台：缶、ペットボトル ・災害対応型 1台：紙パック ・災害対応型	38,064 円	13 %
	正面玄関付近 (屋外)	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	7,212 円	
市民交流会館（運動施設） 松戸市新松戸 5-179	屋外運動場前 (屋外)	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	6,540 円	13 %
	屋内運動場入口 横（屋外）	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	6,540 円	
東部市民センター 松戸市高塚新田 494-9	1階	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	4,044 円	
稔台市民センター 松戸市稔台 7-1-5	別館 1 階	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	11,844 円	
小金原市民センター 松戸市小金原 6-6-2	1階	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	7,932 円	13 %
	駐車場（屋外）	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	6,096 円	
古ヶ崎市民センター 松戸市古ヶ崎 4-3490	1階	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	6,408 円	
五香市民センター 松戸市五香 2-35-5	正面玄関付近 (屋外)	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	3,900 円	
明市民センター 松戸市上本郷 3018-1	1階	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	13,752 円	
馬橋東市民センター 松戸市馬橋 1854-3	1階	1 台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	9,864 円	

二十世紀が丘市民センター 松戸市二十世紀が丘中松町2	1階	1台	・缶、ペットボトル ・災害対応型	10,668円
-------------------------------	----	----	---------------------	---------

※各施設の設置場所詳細につきましては、別紙設置場所図面を確認ください。

※設置場所の大きさには回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

※自販機の機種によっては商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉に支障がある可能性がありますので、応募前に必ず設置場所を確認ください。

※貸付料は税込み価格です。

## 2. 公募物件の現況

	令和6年度 年間利用者数	令和6年度 年間売上本数
市民交流会館（文化施設）	約68,000人（※1）	エントランスホール（屋内） 紙パック 2,806本 エントランスホール（屋内） 缶・ペット 11,100本 正面玄関横（屋外） 缶・ペット 8,034本
市民交流会館（運動施設）	同上	屋内運動場入口横（屋外） 缶・ペット 7,908本 屋外運動場前（屋外） 缶・ペット 5,249本
東部市民センター	約28,000人	2,442本
稔台市民センター	約75,000人	3,129本
小金原市民センター 1階	約39,000人	2,938本
小金原市民センター 駐車場（屋外）	同上	2,161本
古ヶ崎市民センター	約45,000人	2,533本
五香市民センター	約45,000人	2,948本
明市民センター	約51,000人	6,159本
馬橋東市民センター	約25,000人	2,570本
二十世紀が丘市民センター	約25,000人	2,206本

※1 市民交流会館全体の年間利用者数となります。

(R6/11/18～R7/2/28 工事のため運動施設休館（屋内）)

### 3. 応募資格要件

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、応募申込書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、有資格者としては取り扱わないこととします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (3) 法人市民税（個人にあっては住民税）を滞納していない者。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 令和6年度及び令和7年度において、自販機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団に不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。

### 4. 契約上の主な条件

#### (1) 貸付の内容

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付となり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

#### (2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### (3) 設置者の費用負担

##### ①貸付料

公募物件の表に記載された貸付料を、各年度当初に市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに納付すること。

##### ②売上手数料

公募物件の表に記載された自販機の売上の何パーセントを売上手数料とするか、提案していただき、売上額に比率を乗じた額を売上手数料とする。なお、算定した金額に端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てることとする。また、最低売上手数料比率については、公募物件の表に記載された通りとしますので、応募者はこれを上回る売上手数料比率を提案してください。

なお、小金原市民センター1階に設置する自販機の売上手数料については、松戸市協働のまちづくり基金への寄附金として取り扱うことし、半年毎に市所定の寄附申込書を提出し、指定する期日までに寄附金を納付すること。

##### ③その他の必要経費等

- ア. 自販機の運転に必要な電気料は、全額を設置事業者の負担とし、設置事業者が使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用量に基づき、本市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入するものとする。
- イ. 自販機の設置、撤去移転等（原状復帰、電気子メーターの設置撤去及び移転を含む。）に要する一切の費用については、設置事業者負担で行うものとする。

#### (4) 貸付上の制限等

次の事項を遵守すること。

- ①貸付物件を自販機設置以外の用途に供しないこと。
- ②自販機設置に関する権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。
- ③酒類及びその他類似品の販売をしないこと。
- ④市場価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑤販売品目についてあらかじめ本市の承認を得ること。
- ⑥令和8年4月1日から7日以内に自販機の設置が可能であること。（既設の業者と協議必須）
- ⑦本市が公募物件を公用又は公用の用に供するため必要が生じたとき、その他本市が必要と認めるときは、  
貸付契約を解除することができるものとする。

### 5. 設置条件

次の事項を遵守すること。

- (1) 省エネタイプ対応機種であること。
- (2) フロン・代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。
- (3) 自販機の設置に当たっては、転倒防止等の安全に十分留意すること。
- (4) 自販機周辺及び回収箱は常に清潔に保つこと。
- (5) 小金原市民センター1階に設置する自販機には、市指定のチャリティー自販機マークを明示し、本市の  
チャリティー自販機の周知に努めること。
- (6) 松戸市災害対策本部設置時または松戸市市民センター及び市民交流会館に帰宅困難者の受入があったとき（以下「災害時」とする。）において自販機内飲料を無償提供ができること。
- (7) キャッシュレス決済に対応した機種の設置に努めること。

### 6. 維持管理責任

次の事項を遵守すること。

- (1) 自販機の維持管理は設置事業者自身が責任を持って行い、常に商品の補充、賞味期限、金銭管理並びに  
ゴミの回収及びリサイクルについて、設置事業者の責任において適切に行うこと。
- (2) 自販機に併設して、販売する商品の使用済み容器回収ボックスを設置するとともに、回収ボックスに  
集まった全ての使用済み容器を設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、回収  
ボックスから空き容器が溢れることのないよう管理すること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への  
届出、検査等が必要な場合は設置事業者の責任において遅滞なく対応すること。
- (4) 自販機の故障、釣銭切れ等に伴う苦情等については、設置事業者の責任において丁寧に対応するもの  
とし、自販機に連絡先を分かりやすく明記すること。
- (5) 売上実績（売上個数、金額等）を本市が定める期日までに毎月報告すること。なお、小金原市民  
センター1階に設置する自販機の報告については、他自販機とは別に半年毎に個別報告すること。
- (6) 次の各号のいずれかに該当する場合には、本市は本契約を解除することができるものとする。
  - ①期日までに貸付料・売上手数料が納付されないとき
  - ②苦情等への適正な対応がなされないとき
  - ③使用済みの容器の回収が適正に行われないとき

## 7. 質問受付及び回答について

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり応募申込前に受け付けます。

※質問の有無に関係なく応募申込予定の場合は質問書を提出してください。

### (1) 質問受付期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月6日（金）午後3時まで

### (2) 質問方法

質問書に必要事項等を記入の上、事務局に電子メールにて提出すること。

<質問書提出先>

松戸市役所 市民自治課 施設総務班

E-mail : mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp

### (3) 回答方法

回答内容を全て取りまとめた上で、令和8年2月13日（金）までに、質問書提出者（全員）へ  
電子メールで一括回答します。

## 8. 応募書類の提出について

応募する場合、以下の書類を提出期間内に提出ください。

### (1) 提出書類

①応募申込書（所定書式）

②売上手数料比率提案書（所定書式）

③会社概要

④飲料自動販売機の設置実績（契約書の写しなど）

⑤法人の履歴事項全部証明書（個人は住民票記載事項証明書） ※発行後3ヶ月以内のもの

⑥国税の納税証明書その3の3（個人事業者はその3の2） ※直近1年分、発行後3ヶ月以内のもの

⑦市町村税の納税証明書 ※直近1年分、発行後3ヶ月以内のもの

⑧印鑑証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの

⑨設置を希望する自販機のカタログの写し

### (2) 提出期間等

①提出期間：令和8年2月16日（月）から令和8年2月20日（金）午後5時まで

（閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）

②提出先：〒271-8588 松戸市根本387-5 松戸市役所 本館3階 市民自治課

③提出方法：直接持参または郵送（必着。配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により提出すること。

### (3) 提出書類の差替え等の禁止

応募者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできないものとします。

## 9. 無効または失格

(1) 応募申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合。

(2) 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

(3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

(4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されている場合。

## **10. 決定方法**

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とする。
- (2) 公募物件に対し、売上手数料比率提案書の審査を行い、市が設定する最低売上手数料比率以上で、最も高い売上手数料比率を提案した応募者を選定する。
- (3) 提案率が同一の場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。ただし、最も高い提案率の事業者が市内事業者と市外事業者の場合には、くじによらず、市内業者を設置事業者とします。

## **11. 原状回復**

自販機設置業者は、貸付期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において原状に復して、市に返還すること。ただし、市が必要ないと認められた場合は、この限りではない。

## **12. 決定事業者の公表等**

事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、松戸市ホームページに決定事業者を掲載します。

## **13. 問合せ及び提出先**

松戸市 市民部 市民自治課 施設総務班

担当：北口、吉田

〒271-8588 松戸市根本 387-5

電 話：047-366-7318

E-mail：[mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp)